

報道関係者 各位

長野労働局発表(03 38)

令和3年8月31日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 浜 幸好

室長補佐 宮澤明芳

(代表電話) 026(223)0555

## 長野県最低賃金が10月1日から 時間額877円に改正されます ～ 前年より28円の引上げ～

- 1 長野労働局長(小野寺喜一)は、現行の長野県最低賃金を28円引上げ、時間額877円に改正することを決定し、明日9月1日官報公示を行います。
- 2 これより、長野県最低賃金は、令和3年10月1日から時間額877円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県最低賃金の周知や支払の履行確保に向けた指導等を進めてまいります。
- 4 最低賃金および賃金の引上げの環境整備、雇用の維持を図るための各種支援策についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/chingin/index.html)

### 【答申までのポイント】

- 1 令和3年6月28日に長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)に改正諮問。
- 2 令和3年7月16日、中央最低賃金審議会で全国一律28円引き上げとの答申。
- 3 同年7月28日に長野地方最低賃金審議会に目安を伝達、審議開始となる。
- 4 長野県最低賃金専門部会において、8月2日、4日、5日と集中的に金額審議。労使譲らず、公益見解による採決が行われ、8月5日に答申となる。
- 5 28円(引上げ率3.30%)の引上げは過去最大の上げ幅。
- 6 8月13日全国の答申状況が公表。全国加重平均額は930円(引上げ額28円)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20421.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20421.html)

(別紙) 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について

(参考) 長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	795円	821円	848円	849円	877円
対前年度引上げ額	25円	26円	27円	1円	28円
対前年度引上げ率	3.25%	3.27%	3.29%	0.12%	3.30%

# 最低賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援策について

令和3年8月5日、長野地方最低賃金審議会から、長野労働局長に対し、長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を現行の時間額849円から28円引き上げ、877円に改正することが適当である旨の答申がありました。長野労働局では、この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続きを進め、改正された最低賃金を本年10月1日に発効する予定です。

長野労働局では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化で、厳しい業況にある中小企業・小規模事業者に対し、事業存続と雇用維持に向けた支援を実施しています。

## 雇用調整助成金等

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げる場合、長野県(地域別)最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給します。

また、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:4/5[9/10]、大企業:2/3[3/4])([]内は、解雇等を行わない場合))以上を確保する予定です。



< 詳細は、長野労働局ホームページ「雇用維持関係の助成金」をご覧ください。 >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者(事業場規模100人以下)の生産性向上(業務の効率化に資する設備投資等)を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げ( )を行う場合に、設備投資等経費の一部を助成(上限額20万円~600万円)します。8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の拡充を実施しています。

( )長野県最低賃金の改正発効日(10月1日予定)「後」に助成金申請・賃金引上げを行う場合は、「改正後」の長野県最低賃金額から一定額以上の引上げが対象

< 詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。 >

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/\\_119870.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html)



## キャリアアップ助成金 <賃金規定等改定コース>

すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に、増額対象労働者数に応じた一定額を助成します。

< 詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。 >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.htm)



## その他の支援策 <厚生労働省ホームページをご覧ください。 >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html)



ひと、くらし、みらいのために